

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条の規定に基づく情報の公表

令和5年6月  
参議院事務局

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第21条の規定に基づき、参議院事務局における女性の職業選択に資する情報を公表いたします。

○ 採用した職員に占める女性職員の割合（令和4年度採用）

行政職等（総合職・一般職等）	議院警察職（衛視）	計
38.2%	20.0%	35.9%

○ 職員に占める女性職員の割合（令和5年1月1日現在）

行政職等	議院警察職	計
42.1%	10.1%	36.7%

○ 管理的地位にある職員(※)に占める女性職員の割合（令和5年1月1日現在）

16.5%	(※)特別給料表適用職員(秘書参事は5号給以上の職員)、指定職給料表適用職員及び行政職給料表(一)7級以上の職員
-------	--

○ 各役職段階にある職員(※)に占める女性職員の割合（令和4年1月1日、令和5年1月1日）

役職段階	令和5年	指定職相当	本省課室長相当職	地方機関課長・本省課長補佐相当職	係長相当職
		令和4年	令和4年	令和4年	令和4年
女性職員割合		16.2%	16.6%	50.7%	36.0%
		14.7%	11.4%	45.6%	35.7%

(※)各役職段階の考え方は、「職員の給与の男女の差異の情報公表」と同様。ただし、行政職給料表(一)7級以上の非管理職職員について、令和5年は本省課室長相当職、令和4年は地方機関課長・本省課長補佐相当職で算出。

○ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

区分	取得対象職員数※1	育児休業		新規取得者の取得期間別内訳							
		新規取得者数(うちR4.3.31以前出産)	取得率※2	5日未満	5日以上2週間未満	2週間以上1月以下	1月超3月以下	3月超6月以下	6月超9月以下	9月超12月以下	12月超
女性職員	7人	10人(3人)	142.9%	-	-	-	-	3人	1人	5人	1人
内訳	行政職等	7人	10人(3人)	142.9%	-	-	-	3人	1人	5人	1人
	議院警察職	0人	0人(0人)	-	-	-	-	-	-	-	-
男性職員	20人	20人(2人)	100.0%	-	-	10人	6人	2人	-	2人	-
内訳	行政職等	8人	10人(2人)	125.0%	-	-	3人	3人	2人	-	2人
	議院警察職	12人	10人(0人)	83.3%	-	-	7人	3人	-	-	-

※1 女性職員：令和4年4月1日から令和5年3月31日に出生した女性職員から、産後休業中の者を除いた数

男性職員：令和4年4月1日から令和5年3月31日に妻が出生した男性職員数

※2 取得率 = 当該年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る。）の数(a)に対する

当該年度中に新たに育児休業を取得した職員数(b)の割合(b/a)（注）

(注) 育児休業が取得可能となった年度には取得せずに、翌年度になって新たに取得した職員を含むことがあるため、取得率が100%を超える場合がある。

○ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

取得要件を満たす男性職員数	配偶者出産休暇			育児参加休暇			いずれか一方又は両方の休暇		
	取得者数	取得率	平均取得日数	取得者数	取得率	平均取得日数	取得者数	取得率	合計平均取得日数
21人	16人	76.2%	1.7日	14人	66.7%	4.1日	17人	81.0%	5.0日

配偶者出産休暇・育児参加休暇の合計取得日数の分布状況	0日超1日未満	1日以上2日未満	2日以上3日未満	3日以上4日未満	4日以上5日未満	5日以上6日未満	6日以上7日未満	7日
		1人	0人	3人	1人	1人	1人	5人

○ 職員(※)の年次休暇等の取得日数の状況（令和4年1月1日～令和4年12月31日）

	全体	行政職等	議院警察職
平均取得日数	13.98日	14.74日	11.06日

(※)対象期間の全期間を在職した常勤職員（育児休業、有給・無給休職及び介護休業期間の有る職員、育児短時間勤務職員、再任用職員、研修又は出張期間が1箇月以上ある職員を除く）

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：参議院事務局

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.6%
全職員	86.3%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、規程に定める給料表等に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	98.3%
本省課室長相当職	93.1%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	96.2%
係長相当職	87.6%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	83.8%
31～35年	87.5%
26～30年	86.7%
21～25年	86.8%
16～20年	86.4%
11～15年	83.8%
6～10年	78.9%
1～5年	87.7%

\* 役職段階の考え方は以下のとおり。

- ・ 指定職相当：特別給料表の適用を受ける職員（議長又は副議長の秘書参事を除く。（※））及び指定職給料表の適用を受ける職員
- ・ 本省課室長相当職：行政職給料表（一）7級から10級の職員
- ・ 地方機関課長・本省課長補佐相当職：行政職給料表（一）・速記職給料表・議院警察職給料表各5級及び6級の職員
- ・ 係長相当職：行政職給料表（一）・速記職給料表・議院警察職給料表各3級及び4級の職員並びに行政職給料表（二）4級及び5級の職員

※議長又は副議長の秘書参事は以下のとおり区分

【特別給料表（正副議長秘書参事）】

課室長相当職：5～12号給

課長補佐相当職：3・4号給

係長相当職：1・2号給

- \* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- \* 月の途中からの休職等により、給与を日割で支給した職員については、勤務日数に応じた算出をしている。
- \* 追給・戻入等による支給額の変更を算出の対象としている。
- \* 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、1月のうち勤務日が1、2日など、当該月のごく一部の勤務しかしていない職員については算出の対象から除外している。